

檀行審第 82 号

令和元年 8月 6日

審査庁

檀原市長 殿

檀原市行政不服審査会

行政不服審査法第43条の規定に基づく諮問について（答申）

平成31年4月12日付け檀総第4583号により檀原市長から諮問のありました
審査請求人による住民票除票及び戸籍附票についての交付請求に対する不交付決定処
分に関する審査請求の件について、別紙のとおり答申します。

件名：審査請求人による住民票除票及び戸籍附票についての交付請求に対する不交付
決定処分に関する審査請求の件

答 申

第1 審査会の結論

本件審査請求について、棄却すべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

第2 事案の概要

1 審査請求にいたる経緯

(1) 平成30年10月24日、審査請求人（以下、請求人という。）は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号、以下、「住基法」という。）第12条第1項または第20条第1項の定めにより、処分庁に対して、特定個人の住民票除票の写しの請求及び特定個人の戸籍の附票の一部の写しの交付請求を行った（以下、前者の請求を「請求①」といい、後者の請求を「請求②」という。）。

(2) 平成30年10月29日、処分庁は、請求①については、請求人が住基法第12条第1項の規定する請求権者のいずれにもあたらないとして、請求②については、当該請求が住基法第20条第5項において準用する同法第12条第6項の規定する「不当な目的によることが明らかなきとき」に該当するとして、それぞれこれを不交付とする決定（以下、請求①に対する決定を処分①、請求②に対する決定を処分②とする。）を行った。

(3) 平成30年11月8日、請求人は、審査庁に対し、処分①、処分②を不服として、各処分の取消しを求める審査請求をした。

2 前提事実

請求①、請求②の対象となっている特定個人（以下、「本件対象者」という。）は、請求人の元配偶者であって、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年10月4日法務省民事局長等通知、以下、「事務処理要領」という。）に基づき請求人を加害者として支援措置（以下、「本件支援措置」という。）を申し出ており、本件支援措置は、処分庁と異な

る他の市町村によって決定されたものである。

第3 審査関係人の主張

1 請求人の主張

(1) 請求人の主張の要旨

「記載の処分を取り消す」との裁決を求める。

(2) 請求人の主張の理由

ア 処分庁が行った処分①、処分②の前提となる支援措置については、DVないしは児童虐待の事実がないため、当該事実を基としてされた処分①、処分②は違法ないしは不当であるから取り消されなければならない。

イ 支援措置が処分庁以外の市町村でされているにも関わらず、当該事実を教示しなかった事実は違法ないし少なくとも不当である。

2 処分庁の主張

(1) 処分庁の主張の要旨

「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求める。

(2) 処分庁の主張の理由

ア 処分①について

住基法第12条第1項の規定から、住民票除票の写しの請求権者は自己又は自己と同一の世帯員であり、請求人はこれに該当しないから、請求人の申請に対してこれに応ずることはできない。

したがって、処分①に対する審査請求は棄却されるべきである。

イ 処分②について

本件対象者は橿原市以外の市町村において支援措置の申出を行った者であり、支援の必要があると判断された者に係る住民票（除票を含む。）の写し等及び戸籍の附票の写しについて、加害者から交付の申出がなされた場合には、不当な目的がある者として当該申出を拒否すると定められており、請求人は、支援措置における加害者と位置付けられているから、同申出を拒否することができる。

したがって、処分②に対する審査請求は棄却されるべきである。

また、支援措置実施主体を教示しなかったことについては、教示することによって

本件対象者の現住所を類推される恐れがあることから、不当ではない。

第4 審査庁の判断

(1) 裁決についての考え方

本件審査請求を棄却する。

(2) 理由

下記「第5 審理員意見書の要旨」のとおりである。

第5 審理員意見書の要旨

1 意見の趣旨

本件審査請求を棄却する。

2 意見の理由

(1) 処分①について

請求人は、本件対象者の住民票の写しの交付請求をしているが、住基法は交付請求の対象を自己又は自己と同一の世帯に属する者に係る住民票の写しと定めているため、要件を満たさない。

したがって、違法ないし不当ではない。

(2) 処分②について

他の市町村で支援措置の必要性が確認され、同申出書の転送を受けた処分庁は、原則として支援の必要性があると扱うことと事務処理要領で定められており、それを覆す特段の理由もない。また、加害者とされる者から交付の申出がなされた場合には、不当な目的がある者として当該申出を拒否すると定められている。

よって、違法ないし不当ではない。

なお、事務処理要領においては、請求又は申出に特別の必要があると認められる場合には、加害者に交付せず目的を達成することが望ましいとあるが、本件において特別な必要があると認められる事情は認められない。

(3) 支援措置制度の前提事実が審査請求の対象となるかについて

請求人は、本件支援制度の申出による支援措置について、前提を欠くと主張しているが、本審査請求においてストーカー行為等の有無については審理の対象外であり、支援

措置が適法になされていることを前提として判断せざるをえない。

(4) 支援措置実施主体を教示しなかったことについて

請求①、請求②に対する応答において、支援措置実施主体を開示する手続きは予定されていない。また、支援措置制度は被害者の現住所の探索の防止を図ることを目的としているが、本件支援措置の実施主体を明らかにすることで、本件対象者の住所を類推させる恐れがある。

したがって、支援措置実施主体を教示しなかったことは違法ないし不当ではない。

第6 審査会の判断

当審査会の判断理由は、前記「第5 審理員意見書の要旨」と同旨であり、次のとおりである。

1 本件に係る法令等の規定について

(1) 住基法の規定

ア 住民基本台帳に記録されている者は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長に対し、自己又は自己と同一の世帯に属する者に係る住民票の写し又は住民票に記載をした事項に関する証明書の交付を請求することができる、と定めている。(第12条第1項。)

同請求については、「請求が不当な目的によることが明らかなきときは、これを拒むことができる」とされている。(第12条第6項。)

イ 戸籍の附票に記録されている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属は、これらの者が記録されている戸籍の附票を備える市町村の市町村長に対し、これらの者に係る戸籍の附票の写しの交付を請求することができる、と定めている。(第20条第1項。)

同請求については、「請求が不当な目的によることが明らかなきときは、これを拒むことができる」とされている。(第20条第5項。)

(2) 事務処理要領の規定

ア 支援措置申出制度について

支援措置申出制度は、被害者が市区町村長に対して住民基本台帳事務における支援措置の実施を求める申出を行うことにより、市区町村長が加害者からの

被害者にかかる住民基本台帳の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの請求又は申出があった場合、これを制限する措置を行う制度である。この制度は、加害者による被害者の現住所の探索を防止することにより、被害者の保護を図ることを目的としている。

イ 事務処理要領について

事務処理要領第5-10-コ-（イ）-（A）には、支援の必要があると判断された者に係る住民票（除票を含む。）の写し等及び戸籍の附票の写しについて、加害者から交付の申出がなされた場合には、不当な目的がある者として当該申出を拒否すると定められている。（請求人は、支援措置における加害者と位置付けられているから、不当な目的がある者からの請求として同申出を拒否することができる。）

2 本件処分の適法性について

（1） 処分①について

本件において請求人は、本件対象者の住民票の写しの交付請求をしているが、本件対象者は、請求人と世帯を異にしているから、前記の要件を満たさない。

したがって、処分①は違法ないし不当ではない。

（2） 処分②について

本件対象者は、処分庁の他の市町村において支援措置の申出をし、同他の市町村において支援の必要性があることを確認し、他の市町村たる処分庁に対して同申出書の転送をしたことが認められる。

同転送を受けた処分庁は、原則として、支援の必要性があると扱うこととされており（事務処理要領5-10-オ）、それを覆す特段の手段もない。

そして、本件請求は、加害者からの請求であるから、不当な目的がある者として、請求を拒否することは原則として違法又は不当ではない（同第5-10-コ-（イ）-（A））。

なお、事務処理要領においては、請求事由又は利用目的をより厳格に審査した結果、請求又は申出に特別の必要があると認められる場合には、交付する必要がある機関等から交付請求を受ける、加害者の了解を得て交付する必要がある機関等に市町村長が交付する、又は支援対象者から交付請求を受けるなどの方法によ

り、加害者に交付せず目的を達成することが望ましいとあるが、本件において、請求又は申出に特別の必要があると認められる事情は認められない。

したがって、処分②は違法ないし不当ではない。

(3) 支援措置実施主体を教示しなかったことについて

請求①、請求②の各請求に対する応答において、支援措置実施主体を開示する手続きは予定されていない。また、前述のとおり支援措置制度は被害者の現住所の探索の防止を図るものであるところ、本件支援措置の実施主体を明らかにすることで、同住所を推知させる恐れがあり、また、かかる情報は一度開示するとその回復が困難である。

したがって、本件請求に際して、支援措置実施主体を教示しなかったことは違法又は不当ではない。

3 審理員の審理手続きについて

本件審査請求に係る審理員の審理手続きについては、適正に行われたものと認められる。

4 附帯意見

本件請求は、支援措置制度において加害者とされた者によるものであり、支援措置制度により戸籍の附票の不交付という不利益を受けていることから、支援措置制度における支援措置の必要性の確認方法及び加害者の救済措置について付記する。

本件処分は事務処理要領に則り行われたものとして、違法ないし不当ではないことは前述のとおりである。

とはいえ、請求人は、本件対象者との間で執り行われている離婚調停において、裁判所がDVや児童虐待等がないことを前提としている根拠として審判書の写しを提出し、支援措置の必要性がないことを主張している。また、本件対象者側の主張だけを聞き入れ、請求人の事情聴取を行わず支援措置を実施することは不当であると主張している。

このことについて、支援措置の決定に当たっては、事務処理要領において、支援の必要性を判断する審査対象として加害者への確認は予定されておらず、支援措置申出書をもって支援措置を実施したことについて違法または不当な点は認められない。

一方で、支援措置が決定されたときに、加害者自身はその事実を知り得る手段はなく、何らかの方法で加害者とされたことを加害者が察知したとしても、その判断について不服

を申し立て、救済され得る手段が現行制度上存在しないといった実状がある。

このことについては、本件審査請求において、当審査会の権限の範囲外となるが、立法上の課題があると考えられることを附帯意見として申し述べる。

5 結論

以上の理由から、当審査会は、前記「第1 審査会の結論」のとおり、判断した。

第7 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成31年 4月12日	審査庁より諮問書を受理
②	令和元年 6月26日	論点整理及び調査審議
③	令和元年 8月 6日	答申に係る審議

令和元年8月6日

橿原市行政不服審査会 第二部会

部会長 北岡 秀晃
委員 福井 麻起子
委員 荒木 進
委員 大塚 佳代子